

令和6年度 水戸市優良観光土産品審査会

日時：令和7年2月4日（火）

午後2時から

場所：水戸市役所本庁舎4階 政策会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 議 事

（1）登録審査

①新規登録	6社	7品	審査番号	1～7
②再登録（ア 内容に変更無し）	6社	7品	審査番号	8～14
（イ 内容に変更有り）	5社	6品	審査番号	15～20

（2）登録変更審査

7社	9品	審査番号	21～29
----	----	------	-------

（3）事後検査

3社	3品
----	----

（4）そ の 他

- ・優良観光土産品の周知について
- ・土産品に関する新たな取組について

- 4 閉 会

(1) 登録審査

①新規登録

6 社 7 品

審査番号	申請者名	商品名	規 格		品質保証日数
			量目	税抜価格	
1	Here and There(同)	粒マスタード 梅香	100g	1,500円	春 夏 秋 冬 365日 365日 365日 365日
2	Here and There(同)	うずらのたまごのピクルス 梅香	11個入り	1,300円	春 夏 秋 冬 365日 365日 365日 365日
3	吉久保酒造(株)	水戸梅酒一品	720ml 1,800ml	1,400円 2,800円	
4	(株)青野商店	偕楽園梅染め 梅まる	(提灯・スタンド) 120g (提灯) H17cm×W11.5cm (スタンド) H33cm×W10.5cm	2,545円	
5	(株)鈴木茂兵衛商店	偕楽園梅染め 梅提灯手作りキット	(パッケージ) 160g H160mm×W165mm×D70mm	2,000円	
6	Domaine MITO(株)	ヴィニフィエ・ア・ミト Vinifie a MITO	500ml 750ml	3,000円 4,000円	
7	菓笑堀江製菓	水戸農人形最中	つぶあん 1個 ふくゆい梅 1個	139円 186円	春 夏 秋 冬 14日 14日 14日 14日

②再登録（ア 内容に変更無し）

6 社 7 品

審査番号	申請者名	商品名	規 格		品質保証日数
			量目	税抜価格	
8	だるま食品(株)	ころころ納豆	220g	750円	春 夏 秋 冬 180日 180日 180日 180日
9	茨城工芸産業(株)	黄門人形	H12cm×W5.7cm×D3.8cm	950円	
10	(一社)七面会	農人形	55g H42mm×W58mm	1,773円	
11	(一社)七面会	てつきぐる 鉄砂黒コーヒーカップセット	(コーヒーカップ) 175g W75mm×H72mm (菱形受皿) 105g W144～155mm×D94mm	3,455円	
12	(株)蔭山利兵衛商店	魁ぶらりちょうちん	105g H41cm×W12cm	4,500円	
13	(株)鈴木茂兵衛商店	ぶらり提灯	150g H29cm×W10.5cm	3,000円	
14	(株)ひろせ	みとちゃん人形焼 箱詰合せ	8 個入り 320 g	1,180円	春 夏 秋 冬 30日 30日 30日 30日

②再登録（イ 内容に変更有り） 5社 6品

審査番号	申請者名	商品名	申請前			申請後			変更内容
			量目	税抜価格	品質保証日数	量目	税抜価格	品質保証日数	
15	亀印製菓(株)	吉原殿中	7本入り147g 10本入り210g 14本入り294g	750円 1,150円 1,600円	春 夏 30日 30日 秋 冬 30日 30日	<u>6本入り126g</u> 10本入り210g <u>16本入り336g</u>	<u>880円</u> <u>1,450円</u> <u>2,230円</u>	春 夏 <u>60日</u> <u>60日</u> 秋 冬 <u>60日</u> <u>60日</u>	量目, 価格, 品質保証日数 の変更
16	だるま食品(株)	そばろ納豆	80g×2個	600円	春 夏 15日 15日 秋 冬 15日 15日	80g×2個	<u>660円</u>	春 夏 15日 15日 秋 冬 15日 15日	価格の変更
17	(有)川崎製麺所	水戸藩らーめん	3食入り516g 4食入り688g	750円 1,000円	春 夏 60日 60日 秋 冬 60日 60日	3食入り <u>525g</u> 4食入り <u>700g</u>	<u>800円</u> <u>1,065円</u>	春 夏 60日 60日 秋 冬 60日 60日	量目, 価格 の変更
18	(株)牧ノ原	水戸茶	1袋100g	1,052円	春 夏 180日 180日 秋 冬 180日 180日	1袋100g	<u>1,130円</u>	春 夏 180日 180日 秋 冬 180日 180日	価格の変更
19	(株)ドロップ	ドロップファームの 美容トマト®	145g	538円	春 夏 7日 7日 秋 冬 7日 7日	145g	538円	春 夏 <u>5日</u> <u>5日</u> 秋 冬 <u>5日</u> <u>5日</u>	品質保証日数 の変更
20	(株)ドロップ	ドロップファームの 美容トマト®ジュース	180ml 720ml	538円 2,130円	春 夏 180日 180日 秋 冬 180日 180日	180ml 720ml	<u>550円</u> <u>2,300円</u>	春 夏 <u>365日</u> <u>365日</u> 秋 冬 <u>365日</u> <u>365日</u>	価格, 品質保証 日数の変更

(2) 登録変更審査

規格に変更のあった商品 7 社 9 品

審査番号	申請者名	商品名	変更前		変更後	
			量目	税抜価格	量目	税抜価格
21	亀印製菓(株)	のし梅	8 枚入り 112g 12 枚入り 168g	700円 1,000円	8 枚入り 112g	<u>950円</u>
22	亀印製菓(株)	水戸の梅	6 個入り 150g 9 個入り 225g 20 個入り 500g	850円 1,200円 2,800円	<u>5 個入り 125g</u> <u>8 個入り 200g</u>	<u>1,000円</u> <u>1,590円</u>
23	(株)根本漬物	偕楽梅干	360g	1,000円	360g	<u>1,200円</u>
24	水戸納豆製造(株)	水戸納豆 (茨城県産大豆使用)	2 本束 140g	646円	2 本束 140g	<u>700円</u>
25	水戸納豆製造(株)	雪あかり	50g	266円	50g	<u>275円</u>
26	水戸パパイヤ栽培研究会	青パパイヤの甘なっとう	1 袋 200g	500円	1 袋 200g	<u>550円</u>

審査番号	申請者名	商品名	変更前		変更後	
			量目	税抜価格	量目	税抜価格
27	(福)清順会	みとちゃんチョコ	7 個入り 70g 12個入り 120g	926円 1,389円	7 個入り 70g 12個入り 120g	1,204円 <u>1,667円</u>
28	フレッシュグリーン	梅ボンボン	12個入り 120g	925円	12個入り 120g	<u>1,000円</u>
29	(有)ぬりや	クラフトビール	とろりん／しっかり／ さわやか／ささやか／ かっちり 1 本330ml	709円	とろりん／しっかり／ さわやか／ささやか／ かっちり／ <u>あまくろ</u> 1 本330ml	<u>800円</u>

(3) 事後検査

3 社 3 品

NO	業者名	商品名	購入店	登 録 内 容			検 査 内 容		
				個数	重量	税抜 価格	個数	重量	税抜 価格
1	(有)モトヤ	吉原殿中	(有)モトヤ	7 本入り	147g	700円	○	○	店頭 表示
2	五條製菓(有)	水戸梅小町	五條製菓(有)	1 個	30g	149円	○	○	店頭 表示
3	(福)清順会	みとちゃんチョコ	ローソン水戸市役所店	7 個入り	70g	926円	○	○	店頭 表示

※食品表示の検査については、事業者を所管の保健所が実施する通常監視により、品質が保たれているものとして、表示の確認は行わない。

(4)その他

優良観光土産品の周知について

- ・水戸市ホームページへの掲載
- ・各種広報物への掲載
- ・茨城県人会連合会等イベントでのPR
- ・市役所庁舎モニターでのPR
- ・**広報みと裏表紙での連載** 令和6年度
- ・**新たなパンフレットの作成(予定)** 令和6年度 等



<広報みと裏表紙での連載>



<茨城県人会連合会でのPR>



<市役所庁舎モニターでのPR>

土産品に関する新たな取組について

① これまでの経緯

令和4年度

審査会で「土産品事業者が登録するメリットを感じられるような制度を新たに検討してはどうか」というご意見をいただく

令和5年度

- ・他自治体での事例調査
- ・新たな取組（以下「セレクション(仮)」という。）の素案の検討
- ➡審査会でセレクション(仮)について検討状況の報告

令和6年度

- ・実施に向けた課題等の整理
- ・他自治体での事例調査（追加）
- ・セレクション(仮)に関するアンケート調査（一般消費者が選ぶ推奨商品の把握）

【参考】

本取組については、水戸市第7次総合計画及び水戸市観光基本計画（第4次）に位置付けられている。

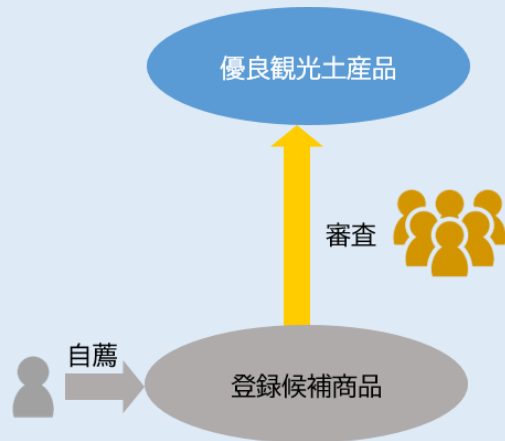
② 制度の説明

- 制度の主な目的 ▶
- エントリー方法 ▶
- 審査員 ▶
- 推奨商品の選定 ▶
- メリット ▶
- 実施主体 ▶

優良観光土産品推奨制度

土産品の品質向上及び普及
自薦
土産品審査会
条件を満たしていれば推奨
伝統的な土産品の保存・伝承
水戸市

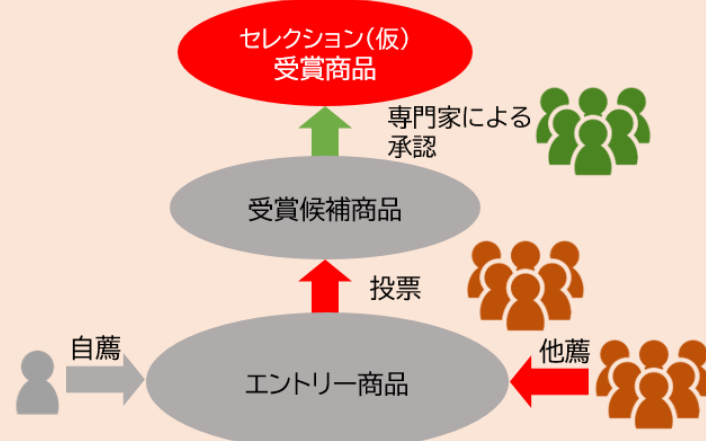
イメージ図 ▶



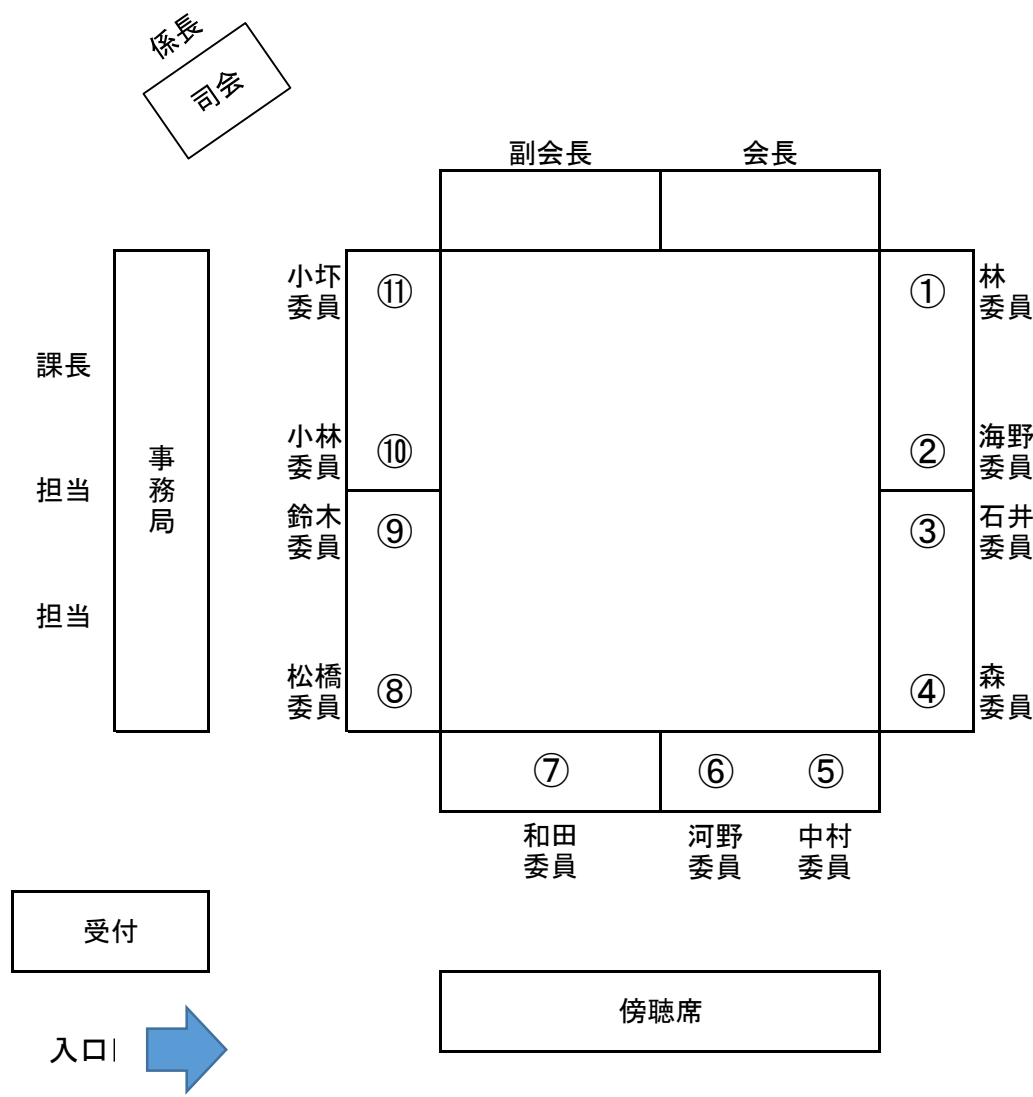
新

セレクション(仮)

土産品への付加価値の付与
自薦・他薦
一般消費者
投票数の多かったものを推奨
客観性の担保・新たな土産品の発掘
検討中



令和6年度水戸市優良観光土産品審査会 座席図及び委員名簿



座席	氏名	役 職
①	はやし たいち 林 太一	水戸観光土産品協会会長
②	うみの かつひと 海野 勝人	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合 水戸支部支部長
③	いしい けい 石井 圭	水戸市大型店協議会会長
④	もり ちよこ 森 智世子	水戸市議会産業消防委員会委員
⑤	なかむら もとい 中村 元	水戸市ドライブイン協会事務局長
⑥	かわの せいや 河野 誠也	(株)JR東日本クロスステーション リテールカンパニー水戸支店支店長
⑦	わだ ちえこ 和田 千永子	水戸大使の会会員
⑧	まつはし ゆうこ 松橋 裕子	水戸商工会議所女性会会長
⑨	すずき よしあき 鈴木 吉昭	(一社)水戸観光コンベンション協会 専務理事
⑩	こばやし ひろゆき 小林 寛之	消費者(公募委員)
⑪	こあつ あけみ 小坏 明美	水戸市地域女性団体連絡会副会長

会場:水戸市役所本庁舎4階政策会議室

○水戸市優良観光土産品審査会条例

昭和 62 年 3 月 30 日

水戸市条例第 29 号

改正 平成 4 年 9 月 22 日条例第 28 号

(設置)

第 1 条 優良観光土産品(以下「優良土産品」という。)を登録して推奨するため、
水戸市優良観光土産品審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 優良土産品の登録に関する事。
- (2) 優良土産品の登録内容の変更に関する事。
- (3) 優良土産品の登録の取消しに関する事。
- (4) その他必要と認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 審査会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が
委嘱する 13 人の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期
は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審査会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審査会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、
その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審査会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ
による。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、産業経済部において行う。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(手数料条例の一部改正)

- 2 手数料条例(昭和 22 年水戸市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 4 年 9 月 22 日条例第 28 号)

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

○水戸市優良観光土産品推奨規則

昭和62年 3 月30日

水戸市規則第 8 号

改正 平成 4 年10月 1 日規則第105号

平成 7 年 3 月30日規則第16号

平成12年 3 月29日規則第16号

平成18年 5 月30日規則第57号

平成31年 3 月29日規則第16号

令和 3 年11月30日規則第90号

注 平成 7 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この規則は、観光土産品（以下「土産品」という。）の品質向上及び普及を図り、もって商工業の振興と観光事業の発展に寄与することを目的とする。

(登録)

第 2 条 市長は、土産品として優良であると認めるものを水戸市優良観光土産品（以下「優良土産品」という。）として登録し、推奨するものとする。

(推奨条件)

第 3 条 優良土産品は、次の各号に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 本市において生産され、又は販売されていること。
- (2) 一般に販売されていること。
- (3) 品質が優良であり、かつ、土産品として推奨する価値のあること。
- (4) 名称、図案、意匠及び材料が本市にちなんだ要素を有していること。
- (5) 土産品として適当な価格であること。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、観光土産品の表示に関する公正競争規約（昭和41年公正取引委員会告示第 6 号）その他関係法令に定める基準に適合していること。

(令 3 規則90・一部改正)

(登録申請)

第 4 条 優良土産品の登録を受けようとするものは、水戸市優良観光土産品登録申請書（様式第 1 号）に見本を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、食品衛生法に基づく営業の許可を要する営業に係る食品等の土産品にあつては、当該土産品製造所の所管保健所の発行する食品営業許可証の写しを添付しなければならない。

(令 3 規則90・一部改正)

(推奨品の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、水戸市優良観光土産品審査会条例（昭和62年水戸市条例第29号）に規定する水戸市優良観光土産品審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録することを決定したときは、水戸市優良観光土産品登録決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するとともに、水戸市優良観光土産品登録証（様式第3号）を交付する。

（平31規則16・一部改正）

（登録変更）

第6条 優良土産品の登録を受けたもの（以下「登録業者」という。）は、優良土産品の名称、意匠、個数、重量、小売価格等を変更しようとするときは、水戸市優良観光土産品登録変更申請書（様式第4号）に見本を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査会の意見を聴いて登録の変更の可否を決定し、水戸市優良観光土産品登録変更決定通知書（様式第5号）により登録業者に通知するものとする。

（平31規則16・一部改正）

（有効期間）

第7条 優良土産品の登録の有効期間は、当該登録の日から翌々年の2月末日までとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

（平18規則57・全改）

（推奨マークの使用）

第8条 登録業者は、優良土産品に推奨マーク（様式第6号）を表示して販売することができる。

2 推奨マークを包装紙、容器、宣伝物又はこれらに類するものに表示して販売しようとするときは、推奨マーク表示承認申請書（様式第7号）に見本を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が指定する証紙により推奨マークを表示する場合にあっては、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、推奨マーク表示承認書（様式第8号）により登録業者に通知するものとする。

（平31規則16・一部改正）

（登録手数料）

第9条 市長は、水戸市手数料条例（平成4年水戸市条例第36号）の定めるところにより、優良土産品の登録又は登録の変更を行う登録業者から手数料を徴収するものとする。

2 前項に規定する手数料の納入は、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号）に定める納入通知書により行うものとする。

（平7規則16・平12規則16・一部改正）

（苦情の処理）

第10条 登録業者は、優良土産品について苦情があったときは、誠意をもって、その処理に当たり、必要に応じて弁済等の措置を講ずるものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録業者又は優良土産品が第3条、第6条、第8条又は次条の規定に適合せず、又は違反したと認めるときは、審査会の意見を聴いて登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された業者は、推奨登録証及び推奨マークを使用できないものとする。

(届出)

第12条 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、30日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは氏名（法人その他の団体にあつては所在地若しくは名称）又は商号若しくは屋号に変更があったとき。

(2) 優良土産品の製造を中止し、又は停止したとき。

(平12規則16・平31規則16・一部改正)

(報告)

第13条 市長は、登録業者に対し、必要に応じて優良土産品についての報告を求めることができる。

(事後検査)

第14条 市長は、優良土産品が登録又は登録変更時の条件を保持しているかどうか随時検査することができる。

(台帳の備付け)

第15条 市長は、水戸市優良観光土産品登録台帳（様式第9号）を備え付けるものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行前において、改正前の水戸市優良観光土産品推奨規則（昭和50年水戸市規則第7号）の規定により行われた手続その他の行為は、この規則の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

付 則（平成4年10月1日規則第105号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成7年3月30日規則第16号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成12年 3 月29日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（平成18年 5 月30日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水戸市優良観光土産品推奨規則第 5 条の規定により水戸市優良観光土産品の登録を受けている観光土産品の登録の有効期間は、この規則による改正後の水戸市優良観光土産品推奨規則第 7 条の規定にかかわらず、平成16年 8 月中及び平成17年 3 月中に登録を受けたものにあつては平成19年 2 月28日まで、平成17年 8 月中及び平成18年 3 月中に登録を受けたものにあつては平成20年 2 月29日までとする。

付 則（平成31年 3 月29日規則第16号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年11月30日規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住 所（所在地）
申請者 氏 名（名称及び代表者）
商 号（屋号）

水戸市優良観光土産品登録申請書

下記の土産品について水戸市優良観光土産品の登録を受けたいので、水戸市優良
観光土産品推奨規則第 4 条の規定により申請します。

記

品 名			年間生産量	
品質保証日数	春 日	夏 日	秋 日	冬 日
主な生産・販売 場所				
市場での 販売開始時期				
特 徴				
材 料				
製 造 工 程				
規 格	個 数	重 量	価 格	
備 考				

注 見本を添えること。

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

水戸市優良観光土産品登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった土産品について、水戸市優良観光土産品推奨規則第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

品 名	規 格		推 奨 期 間	登 録 番 号	備 考
	個数及び重量	価 格			

様式第3号(第5条関係)

推 奨 登 録 第 号	水 戸 市 優 良 観 光 土 産 品 登 録 証	水 戸 市 優 良 観 光 土 産 品 推 奨 条 件 に 合 格 し た の で 優 良 観 光 土 産 品 と し て 推 奨 し ま す	年 月 日	水 戸 市 長 印
----------------------------	---	--	-------------	-----------------------

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

水戸市長 様

住所（所在地）

登録業者 氏名（名称及び代表者）

商号（屋号）

水戸市優良観光土産品登録変更申請書

年 月 日付け 第 号で登録を受けた水戸市優良観光土産品について、次のとおり変更したいので、水戸市優良観光土産品推奨規則第6条第1項の規定により申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更予定年月日

4 備考

注 変更後の見本を添えること。

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

水戸市優良観光土産品登録変更決定通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった水戸市優良観光土産品の変更について、水戸市優良観光土産品推奨規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 変更の可否
- 2 変更の内容
- 3 備考

様式第6号(第8条関係)

推 奨 マ ー ク



様式第7号(第8条関係)

年 月 日

水戸市長 様

住 所(所在地)
申請者 氏 名(名称及び代表者)
商 号(屋号)

推 奨 マ ー ク 表 示 承 認 申 請 書

下記のとおり推奨マークを表示したいので、水戸市優良観光土産品推奨規則第8条第2項の規定により見本を添えて申請します。

記

- 1 目 的
- 2 表示対象物
- 3 表 示 期 間
- 4 そ の 他

様式第8号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

水戸市長 印

推 奨 マ ー ク 表 示 承 認 書

年 月 日付けで申請のあった推奨マークの表示について、水戸市優良観光
土産品推奨規則第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 目 的
- 2 表示対象物
- 3 表示期間
- 4 そ の 他

様式第 9 号（第 15 条関係）

水戸市優良観光土産品登録台帳

登録業者名						代表者名								
住 所						年間生産量								
品 名						品質保証日数	春	日	夏	日	秋	日	冬	日
主な生産・ 販売場所						特 徴								
販売開始 時 期						材 料								
登録番号	規 格		登 録 期 間			登録変更年月日		変 更 内 容						
	個数及び重量	価 格												
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
第 号	g	円	年	月	日から 日まで	年	月	日承認						
備 考														

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(平31規則16・全改, 令 3 規則90・一部改正)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(平31規則16・一部改正)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(平31規則16・全改, 令 3 規則90・一部改正)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

(平31規則16・全改)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 8 条関係)

(平12規則16・平31規則16・令 3 規則90・一部改正)

様式第 8 号 (第 8 条関係)

(平31規則16・一部改正)

様式第 9 号 (第15条関係)

(平31規則16・全改)